

市議会議員選挙

4月28日

この一票、あなたが築くよい郷土
よい人選んでよい館山をつくろう

現市議会議員の任期は4月30日に満了しますので、館山市選挙管理委員会では、公職選挙法と
期日を定める臨時の法律によって、4月28日に選挙を行なうことをきめ、4月18日告示いたし
ました。この選挙で30名の議員が選ばれることとなって、今までよりも6名減ることになります。

市議会議員選挙は、今
後四年間、私たち市民の
代表として、館山市の政
治になう人をきめる大
事な選挙です。市民生活
が明るく豊かに、しあわ
せになるかどうかの鍵を
握る選挙、館山市をより
よくする出発点であるこ
とを、夢にも忘れてはな
りません。

投票の秘密は
絶対的に守れる

では、よい郷土館山をき
づくことができず、地方
自治の精神にも反するこ
とになります。

有権者のみなさん、候
補者をよく見、よく聞き
よく知り、よく考えて、
清く正しい一票を投じま
しょう。

投票の秘密は
絶対的に守れる

「明るく正しい選挙宣
言都市」の市民としての
認識と自覚、誇りと自信
をもって選挙を行ない、
館山市をいっそう住みよ
くしません。



「われない」とうたってあ
ります。このことはすべ
くの候補者が、自分の判
断で自由に投票し、また
どの候補者に投票したか
を、だれからも知られる
ことなく、どの候補者に
投票しても、だれからも
責められる心配がないこ
とです。このような仕組み
になっていますから
安心して自分がいと思
った人に、信念をもって
投票することができます。

有権者の心得

投票のできる人
この選挙で、市議会議
員を選出する権利のあるかた
①昭和22年3月20日以前
に生れた者
②昭和41年12月1日以前
から投票の当日まで、引
き続き本市の区域内に住
んでいる者——以上二
つのことを備えた者で、
永久選挙人名簿に名前が
のっている者です。

投票の日時

四月二十八日(金)午前七
時から午後六時まで(畑
地区のみ午後四時まで)

投票所

あなただけの行かれる投票
所は、下欄のとおりです
投票所へおでかけのとき
は、必ず入場券を本人が
持って行ってください。
入場券をなくした場合は、
投票所で再発行いたしま
すので受付係に申し出て
ください。当日は混雑が
予想されますので入場券
をお忘れなく。

投票用紙の書き方

投票用紙には、候補者
一人の氏名をハッキリ書
きます。名前や文字を忘
れたときは、投票所に掲
示してある一覧表をみて

明るく正しい
選挙都市宣言

選挙は、
民主政治
の基盤で
あり、明
く豊か
な市民生
活は、正
しい選挙
によって
実現され
るものと
信じます。
しかし、
最近の選
挙が必ず
しも明る
く正しい
選挙都市
となるこ
とを宣言す
る。

選挙は、
大衆意識
であり、
明るい正
しい選挙
を確立す
ることは、
現下の急
務であると
信じます。
よって館
山市民の
すべての
希望と、
熱意を結
集して、
明るく正
しい選挙
の実現を
期するため
ここに、
館山市を
「明るく
正しい選
挙都市」と
することを
宣言する。

選挙で投票された投票
箱は、開票のとき、開票
台の上で全部まで合せて
から開票事務にはいりま
すので、だれにも、決し
てわかるものではありません。
あなたの投票権は憲法
で「すべての選挙におけ
る投票の秘密は、これを
侵してはならない。選挙
人は、その選択に関し公
的にも私的にも責任を問

「自分の名前を書いたり
自筆でないもの(印刷し
たものをはりつけたり、
スタンプをおすなど)
そのほか、よけいなこと
を書くこと無効になります」

不在者投票
4月28日の投票日に、
どうしても投票に行けな
い人、たとえば公務、や
むをえない用事のため旅
行する人、病気、出産、
歩けない人は4月18日か
ら4月27日まで市役所三
階の選挙管理委員会と、
指定された病院や老人ホ
ームで投票することがで
きます。

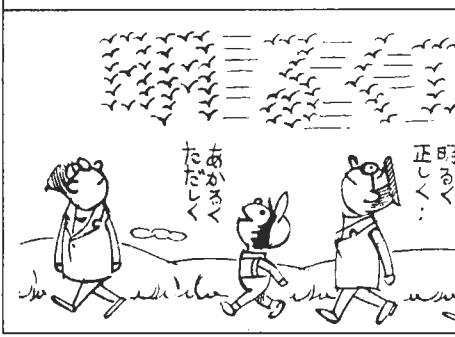
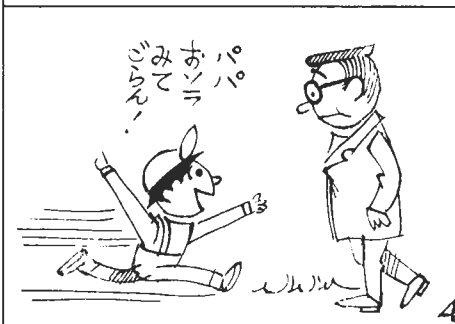
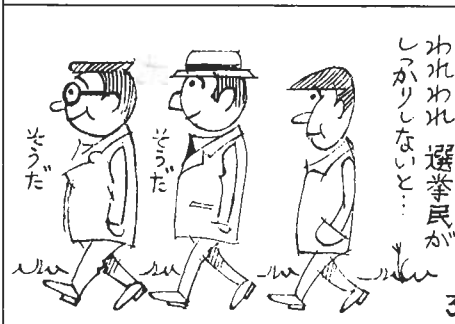
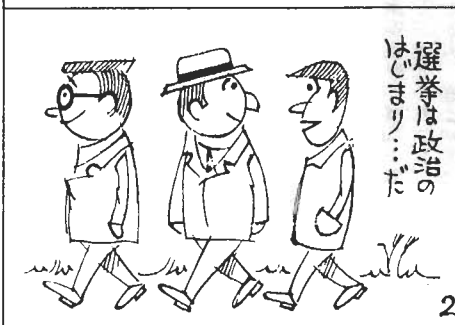
字の書けない代理投票
代理投票といいますが
代理の人でもと考えがち
ですが、そうでなく代筆
投票のことをいいます。

投票は自分で書くのが立
前ですが、字を知らな
かったり、目や手足が不
由のため、字を書くこ
のできない人に、投票所
の係員が代わって書いて
くれるのです。投票の秘
密は堅く守られますので
安心して頼んでください。

点字投票
目は見えないが点字の
書ける人は、申し出れば
点字投票ができます。

開票事務を合せて行な
う選挙会
四月二十八日午後七時
三十分から
会場 北条小学校講堂
選挙長 鈴木 紀(選管
委員長)
同代理者 秋山喜一(選
管委員)
選挙運動費用の制限額
三一八、九〇〇円

投票は自分で書くのが立
前ですが、字を知らな
かったり、目や手足が不
由のため、字を書くこ
のできない人に、投票所
の係員が代わって書いて
くれるのです。投票の秘
密は堅く守られますので
安心して頼んでください。



よく聞き、よく知り、よく考えて、投票

→ あなたの行かれる投票所 ←

- 第 1 投票区 船形小学校講堂＝船形地区全部
- 第 2 投票区 那古小学校講堂＝東藤、宿、寺赤、浜、芝崎、大辻、川崎、正木上、下、向、岡、小原
- 第 3 投票区 亀ヶ原八幡神社事務所＝亀ヶ原、西郷
- 第 4 投票区 安房高等学校講堂＝渚、三軒町、鶴ヶ谷、新鶴ヶ谷、八幡、湊
- 第 5 投票区 北条小学校講堂＝南町、神明町、六軒町、1、2、3、4、5、6、と7の一部、高井、上野原
- 第 6 投票区 長須賀公会堂＝長須賀1、2、3、4、新宿、青柳
- 第 7 投票区 第二中学校講堂＝新井、下町、長須賀5、新宿の一部(57.58.59番地)、六軒町の7の一部
- 第 8 投票区 館山小学校講堂＝仲町、上町、楠見上須賀、真倉、岡沼、西の浜
- 第 9 投票区 市営プール合宿所＝宮城、笠名、大賀、西原、柏崎、航空隊
- 第 10 投票区 東小学校講堂＝香、塩見、浜田、早物、見物、加賀名、波左間、坂田
- 第 11 投票区 西川名公民館＝洲崎、西川名
- 第 12 投票区 西小学校講堂＝伊戸、根本、坂足、小沼、坂井
- 第 13 投票区 藤原農業協同組合集荷所＝藤原、谷藤原、洲宮、茂名、布沼
- 第 14 投票区 館山市民館神戸分館＝中郷、西町、川坂、上郷、中里、松岡、竜岡、犬石、蒲生、佐野
- 第 15 投票区 富崎小学校講堂＝富崎地区全部、香取
- 第 16 投票区 神余小学校講堂＝神余地区全部
- 第 17 投票区 豊房小学校講堂＝東長田、西長田、出野尾、岡田、大戸、南条、飯沼、古茂口、山荻、作名
- 第 18 投票区 畑小学校講堂＝畑地区全部
- 第 19 投票区 畑野小学校講堂＝館野地区全部
- 第 20 投票区 館山市民館九重分館＝九重地区全部

宣言都市

市民としてきれいな選挙を

館山市選挙管理委員会委員長 鈴木 紀

民主政治、地方自治の発展の基礎をなすものは選挙が明るく正しく行なわれることが、不可欠の要件であります。

四月二十八日市議会議員選挙が、統一地方選挙として行なわれますが、この選挙は、今後四年間わたしたちにかかわって館山市の政治をする人を選び、きわめて大事な選挙です。

どうかは、一にこの選挙にかかわっているといつても過言でないと思います。この選挙では、本市議会議員の定数が減員したことに伴って、立候補者の数が従前に比べて激減したと、また、はげしい選挙運動が行なわれ、県議会議員選挙に引き続いての身近な選挙であること、更に、選挙の政治や選挙に対する関心が高まってきたことなどの関係から、他の

選挙には見られない激しい選挙運動が展開されること予想されます。しかも、過去の地方選挙の実態は、残念ながら、回数重ねるたびごとに悪化し、違反がつの傾向が否定しがたく、民主政治に遠いこの現実の姿を、市民は直視する必要があります。

「明く正しい選挙都市」の宣言を行ない、市民の自覚をうながして、有権者の皆さんには、この選挙がいかに激しく、この選挙が「宣言都市」の市民としての誇りと、それによさうな認識と自覚のうえに立って、自分の名を汚すことなからず、きれいな選挙を行なうこと切望してやみませ

選挙運動は、もとより自由にしておくことが理想であり、完全に自由にしてしまうと、金にも、力にも、人にも有利にならざるを得ない選挙になり、明く正しい選挙が行なわれなくなると、金権候補者のみが用で風をきる結果となる恐れがあります。そこで金のかからない公正な選挙を実現して、真に有権者の代表を選ぶため、公職選挙法でいろいろな制限が加えられておりま

選挙運動には、「文書」による運動と、「言」による運動との二つに大別されております。一、文書による選挙運動
①自由または制限されるもの
A.選挙事務所、選挙運動用自動車、個人演説会場において掲示できる文書

選挙運動は、もとより自由にしておくことが理想であり、完全に自由にしてしまうと、金にも、力にも、人にも有利にならざるを得ない選挙になり、明く正しい選挙が行なわれなくなると、金権候補者のみが用で風をきる結果となる恐れがあります。そこで金のかからない公正な選挙を実現して、真に有権者の代表を選ぶため、公職選挙法でいろいろな制限が加えられておりま

選挙運動は、もとより自由にしておくことが理想であり、完全に自由にしてしまうと、金にも、力にも、人にも有利にならざるを得ない選挙になり、明く正しい選挙が行なわれなくなると、金権候補者のみが用で風をきる結果となる恐れがあります。そこで金のかからない公正な選挙を実現して、真に有権者の代表を選ぶため、公職選挙法でいろいろな制限が加えられておりま

選挙運動は、もとより自由にしておくことが理想であり、完全に自由にしてしまうと、金にも、力にも、人にも有利にならざるを得ない選挙になり、明く正しい選挙が行なわれなくなると、金権候補者のみが用で風をきる結果となる恐れがあります。そこで金のかからない公正な選挙を実現して、真に有権者の代表を選ぶため、公職選挙法でいろいろな制限が加えられておりま

選挙運動は、もとより自由にしておくことが理想であり、完全に自由にしてしまうと、金にも、力にも、人にも有利にならざるを得ない選挙になり、明く正しい選挙が行なわれなくなると、金権候補者のみが用で風をきる結果となる恐れがあります。そこで金のかからない公正な選挙を実現して、真に有権者の代表を選ぶため、公職選挙法でいろいろな制限が加えられておりま

明く正しい地方選挙を

推進協議会五つの目標

館山市明く正しい選挙推進協議会では、こんどの地方選挙を明く正しく行なうため、つぎの五つの目標を立てて運動をおすすめております。市民全有権者の総参加を強く要望いたします。

①きれいな選挙を行ないましょう。
金が多かる選挙は政治を悪くします。地方選挙の場合も決して例外ではありません。昨秋一連の政治の不祥事件に対する佐藤首相の所信表明の中で、これは積年の病弊であって、その原因を煎じつめれば選挙に金がかかり過ぎるからだと述べております。

②りっぱな人を選びましょう。
りっぱな有能な理事者や議員が選ばれば、地方自治の内容が豊かになり、住民生活が向上され

③選挙のあともしっかり見守りましょう。
去る総選挙の際、選挙後にも党や人を見守ってまいりました。地方選挙は身近なものであるだけに、このようなことを行ないたいと思っております。工夫して是非実行しましょう。また選挙後、ある酒や金品の追放を続けることによりまし

④情実や因縁のきずなを放しなす。
去る総選挙に当り、酒や金品を追放するよう呼びかけ、かなりの反響があったようです。しかし、運動員の依頼で酒屋が配った酒を受け取り、いもずくの式に村ぐるみ警察に取調べを受けたという事例がございました。四月は、

⑤選挙のあともしっかり見守りましょう。
去る総選挙の際、選挙後にも党や人を見守ってまいりました。地方選挙は身近なものであるだけに、このようなことを行ないたいと思っております。工夫して是非実行しましょう。また選挙後、ある酒や金品の追放を続けることによりまし

⑥選挙のあともしっかり見守りましょう。
去る総選挙の際、選挙後にも党や人を見守ってまいりました。地方選挙は身近なものであるだけに、このようなことを行ないたいと思っております。工夫して是非実行しましょう。また選挙後、ある酒や金品の追放を続けることによりまし

⑦選挙のあともしっかり見守りましょう。
去る総選挙の際、選挙後にも党や人を見守ってまいりました。地方選挙は身近なものであるだけに、このようなことを行ないたいと思っております。工夫して是非実行しましょう。また選挙後、ある酒や金品の追放を続けることによりまし

⑧選挙のあともしっかり見守りましょう。
去る総選挙の際、選挙後にも党や人を見守ってまいりました。地方選挙は身近なものであるだけに、このようなことを行ないたいと思っております。工夫して是非実行しましょう。また選挙後、ある酒や金品の追放を続けることによりまし

⑨選挙のあともしっかり見守りましょう。
去る総選挙の際、選挙後にも党や人を見守ってまいりました。地方選挙は身近なものであるだけに、このようなことを行ないたいと思っております。工夫して是非実行しましょう。また選挙後、ある酒や金品の追放を続けることによりまし

明く正しい

統一地方選挙のための選挙運動早わかり

- ①自由または制限されるもの
 - A.選挙事務所、選挙運動用自動車、個人演説会場において掲示できる文書
 - B.選挙運動用通書、選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - C.新聞広告
 - D.選挙運動用通書、選挙運動用通書
- ②禁止されるもの
 - A.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - B.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - C.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - D.選挙運動用通書、選挙運動用通書
- ③選挙のあともしっかり見守りましょう
 - A.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - B.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - C.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - D.選挙運動用通書、選挙運動用通書
- ④情実や因縁のきずなを放しなす
 - A.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - B.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - C.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - D.選挙運動用通書、選挙運動用通書
- ⑤選挙のあともしっかり見守りましょう
 - A.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - B.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - C.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - D.選挙運動用通書、選挙運動用通書
- ⑥選挙のあともしっかり見守りましょう
 - A.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - B.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - C.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - D.選挙運動用通書、選挙運動用通書
- ⑦選挙のあともしっかり見守りましょう
 - A.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - B.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - C.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - D.選挙運動用通書、選挙運動用通書
- ⑧選挙のあともしっかり見守りましょう
 - A.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - B.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - C.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - D.選挙運動用通書、選挙運動用通書
- ⑨選挙のあともしっかり見守りましょう
 - A.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - B.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - C.選挙運動用通書、選挙運動用通書
 - D.選挙運動用通書、選挙運動用通書